

令和3年第1回花卷市議会定例会

教育委員会教育長演述

花卷市教育委員会

令和3年第1回花巻市議会定例会にあたり、教育委員会の主要な施策についてご説明申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます。

本市の教育の振興につきましては、議員各位をはじめ、幼児教育・保育施設、学校、家庭、地域の方々など多くの関係者と市民の皆様のご理解、ご協力によりまして、子どもたちの健やかな成長が図られておりますことに心より感謝を申し上げます。

教育委員会では、本市の未来を担う人材を育むという教育の役割と重要性を認識し、幼児期から中学校までを見通した人づくりに取り組んでおりますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、幼児教育・保育施設、そして学校における活動を大きく制限せざるを得ない状況となりました。

その中にあっても、これまで幼児教育・保育施設や学童クラブ、小中学校が休業等の措置をとることなく運営され、子どもたちが間もなく卒園、卒業を迎えることができますことは、関係各位の感染防止への取組の成果であり、深く敬意を表するとともに、引き続き関係機関と連携し、感染防止に努めてまいります。

また、間もなく東日本大震災の発生から10年の節目となりますが、震災の記憶を決して風化させることなく、未来へ繋いでいくことが、我々に課された使命であることを深く心に刻み、復興教育と命の大切さを伝える教育に尽力してまいります。

以下、令和3年度における施策の概要について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年度に引き続き幼児教育・保育施設や学童クラブ、小中学校が感染症対策の徹底を図りながら、保育・教育活動を継続的に実施していくために必要な保健衛生用品等の整備や購入支援を行い、感染症対策を徹底してまいります。

次に、子育て支援の充実についてであります。

子育て支援におきましては、保育園などの待機児童の解消が喫緊の課題であり、平成29年度以降、児童の受け皿となる教育・保育施設などの新設や増設の支援をはじめ、その運営に欠かせない保育士を確保するため、再就職支援金貸付や保育料の減免又は補助、奨学金の返済支援のほか、保育士養成校の学生を対象とした市内保育施設の見学・体験ツアーの事業を積極的に実施してまいりました。

これまでの取組の成果により、昨年4月には5年ぶりに待機児童がゼロとなりましたが、7月以降、待機児童が再び発生しており、依然として保育士の人材確保は難しい状況が続いておりますことから、私立保育園等における保育士確保の取組を継続し、待機児童の解消を図ってまいります。

また、園児や働く職員の安全安心な環境を創出するため、市内私立の幼児教育・保育施設及び学童クラブのAED整備について、引き続き市独自に支援を行ってまいりますほか、各施設の門、フェンスなど外構の設置・修繕、非常通報装置等の整備を推進し、緊急時

の安全確保と防犯対策の強化を図ってまいります。

学童クラブにつきましては、施設の耐震性に危険が認められたことにより、現在仮移転中の花巻学童クラブについて、同学区内に設置されているひまわり学童クラブと統合し、利用定員を現在の158名から22名増の180名とし、若葉小学校敷地内に新たな施設を整備し、児童の放課後の安全安心な居場所の確保を推進してまいります。また、就学援助制度の要保護及び準要保護に該当する世帯や障がい児に対する保育料の減免制度を新たに設けるとともに、多子世帯への減免割合の拡充を行い、学童クラブを利用する保護者の負担軽減を図ってまいります。

家庭の教育力向上につきましては、保護者向けの子育て情報紙「ニコニコガイド」の発行により、子育て世帯へ市の施設や制度のほか、基本的な生活習慣や家庭におけるコミュニケーションなどの子育てに関する情報を広く発信してまいりますほか、保護者が保育士の仕事を体験する「ニコニコせんせい体験」や家族で基本的な生活習慣の定着に取り組む「ニコニコチャレンジ」を継続し、家庭の教育力の向上に努めてまいります。

就学前教育の充実につきましては、幼児教育・保育施設と小学校が連携し相互理解を深め、学びの連続性を考慮した保育・教育の充実を一層推進することの重要性を認識し、現在策定を進めている「第3期花巻市就学前教育プログラム」に基づく就学前教育推進計画に

取り組み、「元気な子ども」「やさしい子ども」「考える子ども」の育成を目指してまいります。

公立保育園・幼稚園につきましては、令和2年度中に策定予定の「花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針」に基づき、特別な配慮が必要な子どもの受入・支援など、公立施設が担うべき役割を果たしつつ、一定規模の集団の中での子どもの育ちを実現していくために必要な環境の確保に取り組んでまいります。

また、公立保育園の保育環境の充実を図る取組として、保育園業務のICT化による事務負担の軽減を目指し、登降園管理や保護者連絡機能などを備えたシステムを新たに導入いたします。

発達に遅れが見られるなど、特別な配慮を必要とする幼児への支援につきましては、「こども発達相談センター」における発達相談や親子教室などの取組を引き続き実施してまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

令和2年度の小学校に続き、令和3年度からは、改訂された学習指導要領が中学校で全面実施となります。学習指導要領改訂のポイントである「主体的・対話的で深い学び」を充実させ、学習の基盤となり、かつ、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育むためには、教員による日々の授業改善と、教育活動の質を向上させ学習の効果の最大化を図る学校長によるカリキュラム・マネジメントの確立が重要であることから、岩手県教育委員会や岩手県立総合教育センター、市校長会等と連携し、市教育研究所事業や各校

の校内研究会の充実を図ってまいります。

また、「生きる力」となる「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」を育成するために、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められている資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図る取組を推進してまいります。

令和3年1月26日にまとめられた中央教育審議会の答申では、2020年代を通じて実現すべき学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿が「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」であると示されました。子どもたちの資質・能力を育成するためには、学校教育を支える基盤的なツールとしてICTが必要不可欠なものであることから、児童生徒1人1台端末につきましても、令和3年6月までに整備を完了し、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指して、効果的な活用を推進してまいります。そのため、教員を対象としたICT研修会を実施するとともに、機器操作の習得やICTを活用した授業改善、機器の設置準備等を支援するICT支援員を配置し、教員へのサポートを充実してまいりますほか、花巻市教育研究所に、ICT活用のリーダーとなることが期待される教員と指導主事で構成する研究チームを編制し、授業改善に係る実践的な研究を進め、その成果を各校に周知し教員のスキルアップを図ってまいります。

一方、情報化の進展とともに、ネット上でのトラブルの増加のほ

か、基本的な生活習慣の乱れ、視力低下、ゲーム依存症などの健康被害が懸念されますことから、生徒指導連絡協議会や市PTA連合会等と連携し、「危険を予測し、危険を回避する行動ができる児童生徒の育成」と「正しい使用・ルール・約束を守った利用による健全な生活の確保」をねらいとした情報モラル教育の一層の充実を図ってまいります。

学力の向上につきましては、学級経営や授業、家庭学習の改善を柱とした「花巻市学力向上アクションプラン」に基づき、学校だけではなく、家庭・地域と一体となった学力向上の取組を推進してまいります。

学校においては、児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習指導や支援が必要でありますことから、小学校に「はなまき授業サポーター」、中学校に「中学サポーター」を配置し、各学校の学力向上の取組を支えるとともに、子どもたちの学ぶ意欲の醸成と語学力向上に資する、小学校の漢字能力検定助成及び中学校の英語検定助成を継続してまいります。

体力の向上につきましては、「体力・運動能力調査」によりますと、中学校は全国・県と比較して、平均より優れている調査項目が多く、概ね望ましい状況にありますが、小学校は未だ基礎体力がやや低い水準にありますことから、「体力向上実践推進事業」を引き続き実施し、基礎運動を楽しみ感じ、遊びの延長として運動に取

り組むことができるよう、指定校における取組を支援するとともに、指導法の改善に取り組んでまいります。

また、継続して運動に取り組むための基盤となる「健やかな体」を育成するためには、「早寝・早起き」や「栄養バランスの良い食事」等が毎日の生活の中で実現されていることが重要であることから、家庭のご理解とご協力をいただけるよう努めてまいります。

豊かな人間性の育成につきましては、学習指導要領に基づき、「主体的・対話的で深い学び」や「考え議論する」道徳の実践等により、子どもたちがお互いを認め合い、高め合う意識を醸成し、高い規範意識と自己肯定感を育みます。

また、東日本大震災発災から10年が経過し、被災の記憶が薄らいでいることから、「いわての復興教育」を各学校の教育活動に改めて位置づけ、「郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成する」教育を推進するため、子どもたちの市内外における直接的な体験に力点を置いた学校教育活動を支援する、「キャリア学習支援事業」を継続し、自ら学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力を育成してまいります。

近年は、児童生徒のいじめや虐待の認知件数が増加傾向にあります。いじめ問題につきましては、「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、「いじめは全ての児童生徒・全ての学級・全ての学校で起こり得る」との認識に立ち、教員個々の気づく力と「チーム学校」として組織で対応する力を育成し、適時適切な対応がで

きるよう、機会を捉えた研修会等を実施してまいります。また、「花巻市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、関係機関との連携強化を図るほか、「いじめ問題対応マニュアル」に沿った校内の実効的な組織体制づくりを推進してまいります。

児童虐待への対応につきましては、教育委員会内において情報を共有し、関係機関との連携強化を図りながら、児童生徒の安全の確保に対応してまいりますほか、学校管理職や生徒指導担当教員を対象とした虐待対応のための研修会を開催し、意識の共有を図るとともに、迅速かつ適切に対応できる学校体制を構築してまいります。

個に応じた支援体制の充実のうち、特別支援教育につきましては、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ、インクルーシブ教育を推進し、合理的な配慮のもと、医療的ケアを必要とする児童に対する看護師資格を有する支援員等の配置も継続してまいります。また、特別支援教育の担当教員や支援を希望する保護者に対する教育相談員による巡回相談、特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対する支援員の配置や「ことばの教室巡回指導員」による指導を継続するなど、きめ細かな支援を実施してまいります。

学校適応支援につきましては、不登校を未然に防止するため、授業や行事等の工夫、どの児童生徒も落ち着ける場所づくり、全ての児童生徒が活躍できる場面づくりなどの取組による、「魅力的な学校づくり」を推進してまいります。

中学校における不登校の原因を見ますと、いじめ以外の友人関係

をめぐる問題と同程度の割合で、家庭にかかわる状況があることから、教育委員会事務局内へのスクールソーシャルワーカーの配置による学校、福祉関係機関、警察などとの連携のほか、スクールカウンセラーが児童生徒のみならず、保護者の相談にも応じる取組や、拠点校への生徒支援員の配置、まなび学園内への教育相談室及び適応指導教室「風の子ひろば」の設置を継続し、学校の対応だけでは解決が困難な事案について、専門的な相談対応と児童生徒及び保護者への直接的な支援を行い、不登校等の解消を図ってまいります。

教育環境の充実につきましては、学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育課程」を実効性のあるものとし、学校、保護者及び地域住民が連携・協働しながら子どもたちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を推進するため、平成28年度からモデル校を指定し施行してきた「学校地域連携協働事業」の成果をふまえながら、保護者や地域住民等で構成される学校運営協議会を設置し、社会総がかりで子どもを育むための「コミュニティ・スクール」の導入を順次進めてまいります。

学校における働き方改革に係る取組につきましては、「児童生徒と向き合う時間の確保」と「教職員のワーク・ライフ・バランスの実現」を目指し、「花巻市教育委員会教職員多忙化解消対策会議」における、業務改善に向けた具体的な取組の検討・提案と、各学校における実践を継続してまいります。また、多忙化の要因の一つとなっ

ている通知表や指導要録の作成のほか、様々な日常の学校事務の負担軽減に一定の効果があると考えられる「統合型校務支援システム」の導入について、岩手県が本年2月に設置した「統合型校務支援システム検討ワーキンググループ」の動向を注視しつつ、市においても調査を進めてまいりたいと考えております。

さらに、中学校においては、部活動指導が多忙化の大きな要因となっておりますことから、「花巻市部活動等の在り方に関する基本方針」に基づき、将来的な部活動の地域スポーツへの移行を見据え、全ての中学校への「部活動指導員」の配置を継続するとともに、「部活動の在り方検討会議」を開催し、保護者や競技団体等の理解を得ながら、引き続き適正な活動時間と休日の確保等、部活動の適正化を推進してまいります。

教育環境の整備につきましては、令和2年10月に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進む桜台小学校の校舎棟の長寿命化改修に向けた実施設計に着手するとともに、学校と連携し、PTA、地域のご理解をいただきながら、令和6年度の事業完了に向けて取り組んでまいります。

「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」に掲げた、望ましい教育環境の構築への取組につきましては、本年3月末に内川目小学校、亀ヶ森小学校を閉校し、4月に大迫小学校へ統合いたしますが、各校の教職員や保護者、地域の皆様のご協力により準備が着実に進んでおりますことに改めて感謝申し上げます。

る次第であります。今後におきましても、一定規模の集団を構成できる望ましい教育環境を構築するとの観点から、複式学級の早期解消を目指し、保護者、地域の皆様と話し合いを重ねてまいります。

学校給食事業につきましては、今後も安心安全な学校給食を提供し続けていくことを目的に、学校給食における施設課題の解決を図るため、長寿命化の対象施設については、改修の手法や実施時期を、老朽化が著しい施設については、統廃合及び新設を視野に入れた施設整備計画の策定を、それぞれ検討してまいりますとともに、引き続き徴収・管理業務の透明性と効率性を高め、安定的な学校給食の運営に努めてまいります。

奨学金制度につきましては、返還免除型奨学金「はなまき夢応援奨学金」に係る貸与要件を緩和し、国の給付奨学金に採択された学生を対象者に追加するとともに、これまで併用不可としていた国の給付奨学金との併用を可能とする制度改正を本年2月に行っております。これは、令和2年度から国の給付奨学金の対象世帯が非課税世帯に準ずる家庭まで拡充された状況においても、当該給付奨学金に採用された世帯において貸与奨学金を併用している世帯が一定数ある現状を踏まえたものであり、経済的な支援を必要とする学生の就学に係る負担を軽減し、就学機会の一層の拡充を図ってまいります。

また、従来の返還型奨学金のほか、人材確保等を目的とする「ふ

るさと保育士確保事業補助金」「ふるさと奨学生定着事業補助金」「介護人材確保事業補助金」及び「助産師等確保支援事業補助金」も継続してまいります。

学校保健事業につきましては、児童生徒を対象とした運動器健診を含む各種健康診断を実施するほか、教職員に対するメンタルヘルスチェックや長時間労働者への医師による面接指導を行う等、児童生徒や教職員の健康保持のための取組を推進してまいります。

就学援助事業につきましては、経済的理由により児童生徒を就学させることが困難な保護者等に対し、就学に要する費用の一部を援助することにより、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、事業を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を含め、援助を必要とする方が漏れなく受給することができるよう、制度の周知を図ってまいります。

次に、文化財の保護と活用についてであります。

文化財は、郷土の歴史や文化を正しく理解するために欠くことのできない歴史遺産であり、また、将来の創造的な文化を構築していくためにも、無くてはならない財産です。

この貴重な財産である地域に伝わる文化財を後世に継承していくため、歴史資料を含めた計画的な保存・活用のためのマスタープランとなる「文化財保存活用地域計画」の策定を目指し、コミュニテ

ィ会議のご協力をいただきながら、市内の未指定文化財を含む調査を引き続き行うとともに、その保存や保護、伝承のために必要な措置を検討してまいります。

また、市内に数多く所在する建造物等の有形文化財や植物等の記念物、神楽等の無形民俗文化財の保存管理、保護、伝承に係る経費について、新たに国及び県指定文化財についても国・県指定であるという文化財的価値の重要性に鑑み、市の補助金交付対象に加えるとともに、市指定文化財については、補助対象メニュー及び補助額を拡充し、文化財所有者の負担軽減を図ってまいります。

国指定の天然記念物「花輪堤ハナショウブ群落」につきましては、保存管理に係る基礎資料収集のため、引き続き指定地内において植生や生育環境の調査を行ってまいりますほか、市指定文化財「熊谷家」の老朽化した付属建物の改修工事を行ってまいります。

花巻城本丸跡につきましては、これまでの調査により、築城時の盛土層や本丸御殿と思われる集石遺構、粘土入り土坑等、多数の遺構を確認しておりますが、本丸御殿の正確な位置や規模は、未だ不確定な点が多いことから、内容確認調査を継続してまいります。

民俗芸能の伝承、保存につきましては、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されております「石鳩岡神楽・土沢神楽」の映像記録の作成のため、神楽団体が出演する祭礼、公演等における舞や狂言のほか、奉納神社の祈祷や門打ち等の年中行事の様子を撮影を引き続き実施いたします。

また、各団体が地域に伝わる民俗芸能を披露する機会となる、「郷

土芸能鑑賞会」や「青少年郷土芸能フェスティバル」などのイベントや、児童生徒の民俗芸能への関心を高めるため、学校の授業として民俗芸能を鑑賞する「民俗芸能の出前授業」を継続して実施してまいります。

埋蔵文化財の保護につきましては、市内に約1,000か所ある埋蔵文化財包蔵地とその区域内で、開発を行う際に必要な手続きの周知に努めるとともに、民間開発や公共事業により破壊を免れない遺跡の発掘調査等を迅速に行ってまいります。

開館10周年を迎える総合文化財センターにおきましては、収蔵している出土品や発掘に基づいた市内の遺跡を紹介する企画展「花巻の縄文」展を開催いたします。

博物館の運営につきましては、資料をもとに地域の歴史や文化、先人の功績などを紹介し、市民に親しまれる学習施設として、市民の生涯学習や学校教育の支援に努めてまいります。

展示活動事業の特別展といたしましては、名だたる浮世絵師達の直筆の一点ものを紹介する「美を競う 肉筆浮世絵の世界」展、東北の災害と復興に関して理解を深めていただく企画展として、「ブドリのイーハトーブ災害ノオト 近世近代東北の災害史」など、6つの展覧会を開催する予定としています。

また、1市3町が合併してから15年が経過することから、新たな知見を加え、広い視野から市の歴史等を明らかにし、市民が地域を理解し、地域に対する誇りや愛郷心を高める基盤とするとともに、

市の歴史や伝統文化を改めて見直すことで、まちづくりに役立てていくことを目指し、花巻市史の編さんに向けた準備に着手してまいります。

以上、教育委員会の施策の概要について申し上げました。

終息が見通せないコロナ禍の中にあって、子どもたちが生活を送る教育委員会所管の各機関や施設においては、感染防止対策に腐心する日々が続くこととなります。しかしながら、その中にあっても、様々な体験や学びを通じて、子どもたちの「生きる力」を育んでいくことが何よりも大切であり、各園や小中学校と家庭、地域、関係団体が連携し、よりよい取組を実践していけるよう、教育委員会として、積極的に事業を実施し、目的を達成してまいりたいと考えております。

おりしも、令和3年度は、花巻市の教育施策の基本となる第3期教育振興基本計画の初年度となります。計画を策定する過程でいただいた保育、教育、文化に対する市民の皆様のご期待の実現に向け、諸施策に取り組んでまいります。

議員の皆様並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。